

令和3年9月29日

福岡県からの緊急事態措置の解除に伴う
「県民・事業者等に対する要請」を受けた本市の対応について
(決定事項)

- 1 福岡県からの「県民・事業者等に対する要請」に関し、周知等について協力する。
- 2 福岡県からの「県民・事業者等に対する要請」を受けて、以下の事項を決定する。
 - (1) 市公共施設の取扱いについて
令和3年10月1日以降、制限を解除する。
 - (2) 市主催の催物（イベント等）の取扱いについて
福岡県の方針を踏まえて、次のとおりとする。
(期間：10月1日（金）0時から10月30日（土）24時まで)
 - ① 大声での歓声、声援等がないことを前提としうる場合
 - ・ 収容率の上限 100%以内
 - ・ 人数の上限 5,000人又は収容定員の50%以内
(上限10,000人)のいずれか大きい方
※収容率の上限と人数の上限でどちらか小さい方。
 - ② 大声での歓声、声援等が想定される場合等
 - ・ 収容率の上限 100%以内
 - ・ 人数の上限 5,000人又は収容定員の50%以内
(上限10,000人)のいずれか大きい方
※収容率の上限と人数の上限でどちらか小さい方。
 - ③ 地域の行事、全国的・広域的なお祭り、野外フェス等
人と人との間隔（1m）を設けることとし、当該間隔の維持が困難な場合は、開催について慎重に判断すること。

（３）学校について

学校教育活動は、三つの密の回避やマスクの着用等の基本的な感染防止対策を徹底した上で実施し、身体接触や大きな発声を伴う活動等の感染リスクの高い活動は制限するよう要請する。

特に、部活動、課外授業等においては、学校の管理職員及び職員に対し、感染防止対策の再確認を行うとともに、徹底を図るよう要請する。

別添 2

催物の開催制限等について

催物（イベント・集会等）の開催制限等については、10月1日（金曜日）から10月30日（土曜日）まで、以下の取扱いとする。

以降の取扱いについては、別途通知する。

1 催物の開催制限の目安等

・イベント主催者及び施設管理者の双方において、別紙1「イベント開催時の必要な感染防止策」を講じる場合は、催物の開催制限について、後記2の人数上限及び収容率を適用する。

・上記以外の場合は、適切な感染対策を講じた上で、下記の人数上限及び収容率を原則とする。

＜人数上限及び収容率＞

○屋内：5,000人以下、かつ収容定員の50%以内の参加人数

○屋外：5,000人以下、かつ人と人との距離を十分確保(できるだけ2m)

2 人数上限及び収容率要件

人数上限及び収容率要件による人数のいずれか小さい方を限度とする。

(1) 人数上限

① 収容定員が設定されている場合

5,000人または収容定員50%以内（ $\leq 10,000$ 人）のいずれか大きい方

② 収容定員が設定されていない場合

後記（2）の①及び②における収容定員が設定されていない場合の例によることとする。

(2) 収容率

① 大声での歓声、声援等がないことを前提としうる場合

次の全てを満たす場合に限り、収容率の上限を100%とする。

・これまでの当該イベントの出演者等による類似のイベントの開催実績において、参加者が歓声、声援等を発し、又は歌唱する等の実態がみられていないこと（開催実績がない場合、類似の出演者によるこれま

でのイベントに照らし、観客が歓声、声援等を発し、又は歌唱することが見込まれないこと)。

なお、この要件に該当することについて、イベント主催者において、過去の開催実績に基づく十分な説明が行われない場合は、この要件に該当しないものとして、後記②大声での歓声、声援等が想定される場合等のとおり取り扱うこと。

- ・新規イベントの出演者・チームが、大声・歓声等が発生したイベントの出演者・チームの範囲に収まる場合は、前者について収容率上限100%を適用することは認められない。
- ・これまでの開催実績を踏まえ、マスクの常時着用、飲食制限等を含め、個別の参加者に対して感染防止対策（別紙1）の徹底が行われること。
- ・発声する演者と観客間の距離が適切に保たれている等、感染防止対策が業種ごとに策定された感染拡大防止ガイドラインに盛り込まれ、それに則った感染防止対策が実施されること。

また、飲食の取扱いについては、マスクの常時着用を担保するため、引き続き、食事を伴うイベントは、「大声での歓声、声援等が想定されるもの」として取り扱うこととするが、飲食を伴うがイベント中の発声がない催物（映画館等）について、別紙2に記載した条件がすべて担保される場合に限り、イベント中の飲食を伴っても「大声での歓声、声援等がないことを前提としうるもの」として取り扱うこととする。

イベントの特性に応じて、収容率の目安を適用するが、具体的な事例等を示すと以下のとおり

○参加者の位置が固定され、入退場や区域内の適切な行動確保ができる催物

- ・感染防止策の徹底を前提に、収容定員までの参加人数とする。

○参加者が自由に移動できるものの、入退場や区域内の適切な行動確保ができる催物

- ・感染防止策の徹底を前提に、下記のとおりとする。

ア 収容定員が設定されている場合

収容定員までの参加人数

イ 収容定員が設定されていない場合

密が発生しない程度の間隔（最低限人と人が接触しない程度の間隔）を空けること

なお、参加者が自由に移動でき、かつ、入退場時や区域内の適切な行動確保ができない催物については、後記3によることとする。

② 大声での歓声、声援等が想定される場合等

収容率の上限を50%（※）以内とする。

※ 異なるグループ又は個人間では座席を一席は空けることとしつつ、同一グループ（家族等の日頃行動を共にする5名以内に限る。）内では座席等の間隔を設ける必要はない。すなわち、参加人数は、収容定員の50%を超えることもありうる。

イベントの特性に応じて、収容率の目安を適用するが、具体的な事例等を示すと以下のとおり

○参加者の位置が固定され、入退場や区域内の適切な行動確保ができる催物

・収容率の上限を50%（※）以内とする。

○参加者が自由に移動できるものの、入退場や区域内の適切な行動確保ができる催物

・下記のとおりとする。

ア 収容定員が設定されている場合

当該収容定員の50%までの参加人数

イ 収容定員が設定されていない場合

十分な人と人との間隔（1m）を要すること

なお、参加者が自由に移動でき、かつ、入退場時や区域内の適切な行動確保ができない催物については、後記3によることとする。

3 地域の行事、全国的・広域的なお祭り、野外フェス等

地域の行事、全国的・広域的なお祭り、野外フェス等については、次のとおりの対応とする。

（1）全国的又は広域的な人の移動が見込まれるものや参加者の把握が困難なもの

引き続き、中止を含めて慎重に検討すること。具体的には、催物を開催する場合については、十分な人と人との間隔（1m）を設けることとし、当該間隔の維持が困難な場合は、開催について慎重に判断すること。

（2）地域で行われる盆踊り等、全国的又は広域的な人の移動が見込まれない

行事であって参加者がおおよそ把握できるもの（６月１９日以降は人数制限が撤廃）

引き続き、適切な感染防止策（例えば、発熱や感冒症状がある者の参加自粛、三密回避、十分な人と人との間隔の確保（１ｍ）、行事の前後における三密の生ずる交流の自粛、手指の消毒、マスクの着用等）を講ずること。イベント主催者等は、イベントを開催する前に、イベント参加者による厚生労働省から提供されている接触確認アプリＣＯＣＯＡや各地域で取り組まれている接触確認アプリの活用や、感染拡大防止のためのイベント参加者の連絡先等の把握を徹底すること。

なお、地域の行事、全国的・広域的なお祭り、野外フェス等において、別紙３に該当するものについては、開催可能とする。

４ 催物の開催に関する留意事項

（１）感染防止策の注意喚起

別紙４「屋内イベントの開催のあり方に関する検討会とりまとめのポイント」、別紙５「エビデンス等を踏まえた個別イベントの開催のあり方について」及び別紙６「イベントの大規模化に伴い高まるリスクへの対策」で示しているとおり、イベント主催者等は、屋内での十分な換気、並びに接触感染、飛沫感染、マイクロ飛沫感染、大声、飲食、及び参加者の自由移動のリスクに応じた感染防止策、感染者の来場を防ぐ対策及び感染発生時に感染可能性がある者を把握する仕組みの構築等を適切に行うこと。

（２）催物前後における感染防止策の徹底

公共交通機関等の密集や催物後の会食等により、イベント主催者が管理できない場所（催物前後など）での感染拡大リスクが高まる場合があることにも留意し、催物前後における感染防止策を徹底すること。

（３）感染リスクが高まる「５つの場面」について

新型コロナウイルス感染症対策分科会からの提言である、別紙７に示された感染リスクが高まる「５つの場面」を回避するよう努めること。

（４）県との事前相談

イベント主催者及び施設管理者は、全国的な移動を伴うイベント又はイベント参加者が１，０００人を超えるようなイベントについては、事前に県に相談すること。

また、全国的な移動を伴わず１，０００人を超えないイベントについては本県への事前相談は不要ですが、参加者へ感染症対策を周知する目的から、可能な限りで事前相談票（チェックリスト）の公表をお願いいたします。

（５）前売りチケット等の取扱い

９月３０日までにチケット販売が開始された催物のチケット（優先販売など、名前の如何に関わらず、何らかの形で販売が開始されているもの）は、従来、本県が適用していた目安を超えない限りにおいて、上記の制限は適用せず、キャンセル不要と扱う。ただし、１０月１日から、本目安を超過するチケットの新規販売を停止すること。

【 添付資料 】

- 別紙１ イベント開催時の必要な感染防止策
- 別紙２ 映画館等（飲食を伴うものの発生がないもの）における感染防止策
- 別紙３ 野外フェス等における感染防止策
- 別紙４ 屋内イベントの開催のあり方に関する検討会とりまとめのポイント
- 別紙５ エビデンス等を踏まえた個別イベントの開催のあり方について
- 別紙６ イベントの大規模化に伴い高まるリスクへの対策
- 別紙７ 感染リスクが高まる「５つの場面」
- 別紙８ 県主催イベントに係る対応について
- 別紙９ 催物（イベント等）を開催する際の感染防止対策
- 別紙１０ 感染状況に応じたイベント開催制限等について

イベント開催時の必要な感染防止策①

【別紙1】

(1) 徹底した感染防止等(収容率50%を超える催物を開催するための前提)

①	適切なマスク着用徹底	・マスク着用状況を確認し、個別に注意等を行い、マスクの常時着用を求める。 ・マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布・販売を行い、マスク100%を担保。
②	大声を出さないことの担保	・大声を出す者がいた場合、個別に注意等を行う ・隣席の者との日常会話程度は可(マスクの着用が前提) ・演者が歌唱等を行う場合、舞台から観客まで一定の距離を確保(最低2m)

(2) 基本的な感染防止等

③	①～②の奨励	・①～②は、イベントの性質に応じて可能な限り実行(ガイドラインで定める) ・マスク着用状況が確認でき、着用していない場合は、個別に注意等を行うこと ・大声を出す者がいた場合等、個別に注意等を行うこと(例:スポーツイベント等ではラッパ等の鳴り物を禁止すること等) ・大音量のBGMは大声での会話を誘発する可能性があるため、BGMの音量を上げすぎないように留意する
④	手洗の徹底	・こまめな手洗の徹底を促す
⑤	消毒	・主催者側による施設内(出入口、トイレ、ウイルスが付着した可能性のある場所等)のこまめな消毒、消毒液の設置及び手指消毒を促すこと
⑥	換気	・法令を遵守した空調設備の設置による常時換気、こまめな換気(1時間に2回以上、1回に5分間以上。または室温が下がらない範囲での常時窓開け) ・乾燥する場面では湿度40%以上を目安に加湿
⑦	密集の回避	・入退場時の密集回避(時間差入退場等)、待合場所等の密集回避 ・必要に応じ、人員の配置、導線の確保等の体制を構築するとともに、入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、収容人数を制限
⑧	身体的距離の確保	・大声を伴う可能性のあるイベントでは隣席との身体的距離の確保。具体的には、同一の観客グループ間(5名以内に限る。)では座席を空けず、グループ間は1席(立席の場合1m)空ける。 ・演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を2m確保 ・混雑時の身体的距離を確保した誘導、密にならない程度の間隔(最低限人と人とが触れ合わない程度の間隔)

イベント開催時の必要な感染防止策②

(2) 基本的な感染防止等(続き)

⑨	飲食の制限	・飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限 ・休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底 ・過度な飲酒の自粛 ・食事は長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、収容率が50%を超える場合、飲食可能エリア以外(例:観客席等)は原則自粛。 (発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保、会話が想定される場合の飲食禁止、十分な換気等、一定要件を満たす場合に限り、食事可。)
⑩	参加者の制限	・入場時の検温、入場を断った際の払い戻し措置 *ただし、発熱者・有症状者の入場は断る等のルールをイベント開催前に明確に規定し、当該規定を十分周知している場合は払い戻し不要。
⑪	参加者の把握	・座席指定、動線確保などの適切な行動管理 ・可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 ・接触確認アプリ(COCoA)のダウンロード推奨や各店舗における各地域通知サービスの登録・利用者のQRコード読取奨励(アプリのQRコードを入口に掲示すること等による具体的な促進措置の導入)
⑫	演者の行動管理	・有症状者は出演・練習を控える。体調が悪いときは医療機関等に適切に相談 ・演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがあるイベントについては開催を見合わせる ・合唱等、声を発出する演者間での感染リスクへの対処
⑬	催物前後の行動管理	・イベント前後の感染防止の注意喚起 *可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により交通機関・飲食店等の分散利用を促進
⑭	ガイドライン遵守の旨の公表	・主催者及び施設管理者が、業種別ガイドラインに従った取組を行う旨、HP等で公表
(3) イベント開催の共通の前提		
⑮	入退場やエリア内の行動管理	・広域的なこと等により、入退場や区域内の行動管理ができないものは開催を慎重に検討 *来場者の区画を限定、管理した花火大会などは可。具体的には、①身体的距離の確保、②密集の回避、③飲食制限、④大声禁止、⑤催物前後の行動管理、⑥連絡先の把握等を担保することが求められる。
⑯	地域の感染状況に応じた対応	・大規模イベントは、事前に収容率制限等も含めて都道府県と相談 ・地域の感染状況の変化があった場合は柔軟に対応

映画館等（飲食を伴うものの発生がないもの）における感染防止策

【別紙2】

具体的な条件（感染防止策）

①	食事時以外のマスク着用厳守	・入場時に着用を確認し、必要に応じマスクの配布、販売を実施すること ・ベント前に飲食時以外のマスク着用徹底を動画上映・アナウンス等で周知すること ・イベント中の適切な監視体制を構築し、確実なマスク着用を求めること ・着用状況を踏まえ、必要に応じ一層の周知を図る
②	会話が想定される場合の飲食禁止	・例えば、映画の場合は、発生が想定される場面（例：上映前後・休憩中のシアター内等）での飲食禁止 ・その他の催物についても、上記の要件に照らし、会話の有無を判断し、会話があり得る場面では飲食禁止を徹底
③	十分な換気	・二酸化炭素濃度1000ppm以下かつ二酸化炭素濃度測定機器等で当該基準を遵守していることが確認できること、または機械換気設備による換気量が30m³/時/人以上に設定されておりかつ当該換気量が実際に確保されていること（野外的場合は確認を要しない）
④	連絡先の把握	・可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 ・接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスの導入に向けた具体的措置の徹底 * アプリのQRコードを入口に掲示すること等
⑤	食事時間の短縮	・長時間の飲食が想定されうる場合は、マスクを外す時間をなるべく短くするため、食事時間短縮のための措置を講ずるよう努めること

野外フェス等における感染防止策

【別紙3】

具体的な条件(感染防止策)		
①	身体的距離の確保	・移動時の適切な対人距離の確保(誘導人員の配置等) ・区画あたりの人数制限、ビニールシート等を用いた適切な対人距離の確保
②	密集の回避	・定点カメラ・デジタル技術等による混雑状況のモニタリング・発信 ・誘導人員の配置 ・時差・分散措置を講じた入退場
③	飲食の制限	・飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限 ・休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底 ・過度な飲酒の自粛
④	大声を出さないことの担保	・大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができるもの。
⑤	催物前後の行動管理	・イベント前後の感染防止の注意喚起 * 可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により交通機関・飲食店等の分散利用を促進
⑥	参加者の把握	・可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 ・接触確認アプリ(COCoA)や各地域の通知サービスの導入に向けた具体的措置の徹底 ※アプリのQRコードを入口に掲示すること等

屋内イベントの開催のあり方に関する検討会取りまとめのポイント

【別紙4】

基本的方向性

- ・実効的な感染防止策と経済活動の質の確保の両立を図る。
- ・イベントは性質上、不特定多数者への集団感染リスクが考えられ、医療体制を逼迫させる可能性。「**新しい生活様式の定着**」、「**業種別ガイドラインの遵守**」を前提に、基本的な感染防止策に加え、感染リスクの分析に基づく有効な感染防止策の実施が重要。
- ・**自治体と主催者側で十分に連携しながら、イベントの性質(①地域の感染状況、②地域医療体制への影響、③規模(人数、全国的・地域的)等)に応じた適切なリスクアセスメントを行い、開催の態様・有無を判断**。「業種別ガイドラインの遵守」等が徹底できない場合には、開催について慎重に判断。
- ・エビデンスに基づき効果的な感染防止策を講じる。屋内では十分な換気が重要。屋外は通気性から十分な換気のある屋内と同様に扱う。
- ・地域の感染拡大やクラスターが発生した場合は、必要に応じて開催のあり方を見直し。

感染リスク

接触感染

- ・感染者の身体や感染者が触れた器具、感染者の飛沫が飛散した場所に接触した手で、口や鼻に触れる
※入退場(トイレ・ロビー)等の混雑では、感染リスク増加

飛沫感染

- ※5 μ m以上の粒子
- ・感染者の飛沫(5 μ m以上)の吸い込み
※マスクを外す場合(会場での飲食等)には、飛沫飛散が生じ感染リスク増加

マイクロ飛沫感染

- ※5 μ m未満の粒子
- ・感染者の隣席で微細な飛沫を吸い込み(①密接リスク)
- ・換気が悪い環境で長時間浮遊する微細な飛沫の吸い込み(②密閉リスク)
※大声を出すような環境においては、微細な飛沫が空気中に漂い、少し離れた場所にまで感染した事例が報告

感染防止策

- ・こまめな手洗いの励行
- ・出入口、トイレ等での手指消毒
- ・ウイルスが付着した可能性がある場所の消毒
- ・人と人が**触れ合わない距離**の確保
- ・混雑時の身体的距離を確保した誘導

- ・**マスク着用**(飛沫の飛散は相当程度抑制可能)
- ・**演者が発声**する場合には、**舞台から観客の間隔を2m確保**
- ・**劇場・ホール内での食事**は長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため**自粛**を促す
- ・混雑時の身体的距離を確保した誘導

- ・**大声を伴うイベントでは隣席との身体的距離の確保**
- ・同一の観客グループ内は座席を空けず、グループ間は1席(立席の場合1m)空ける。
- ・微細な飛沫が密集し、感染が発生することを避けるため**換気を強化**

(留意事項)

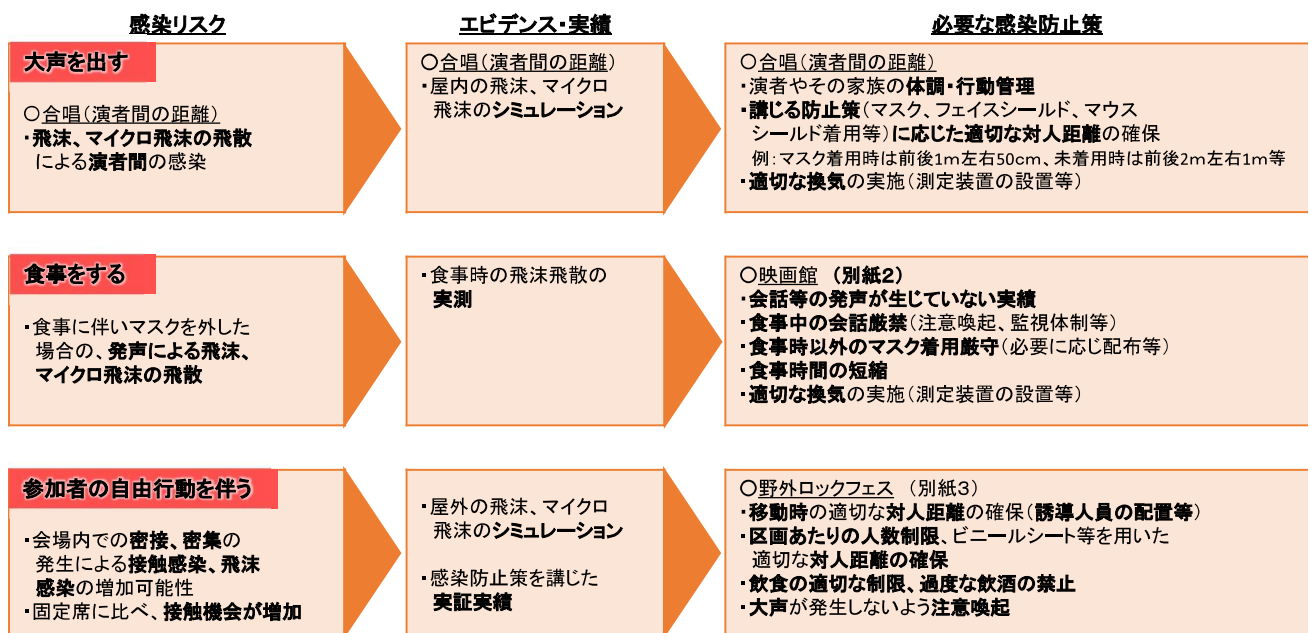
- ・感染者の来場を防ぐ対策の徹底(検温、体調不良時のチケット料金の払い戻し 等)
- ・感染発生時に感染可能性がある者を把握する仕組みの構築(座席固定、名簿管理の徹底、接触確認アプリ(COCoA)導入 等)
- ・複合的な性質を有するイベントに関しては、それぞれの性質に応じて要件を適用。

エビデンス等を踏まえた個別イベントの開催のあり方について

【別紙5】

基本的方向性

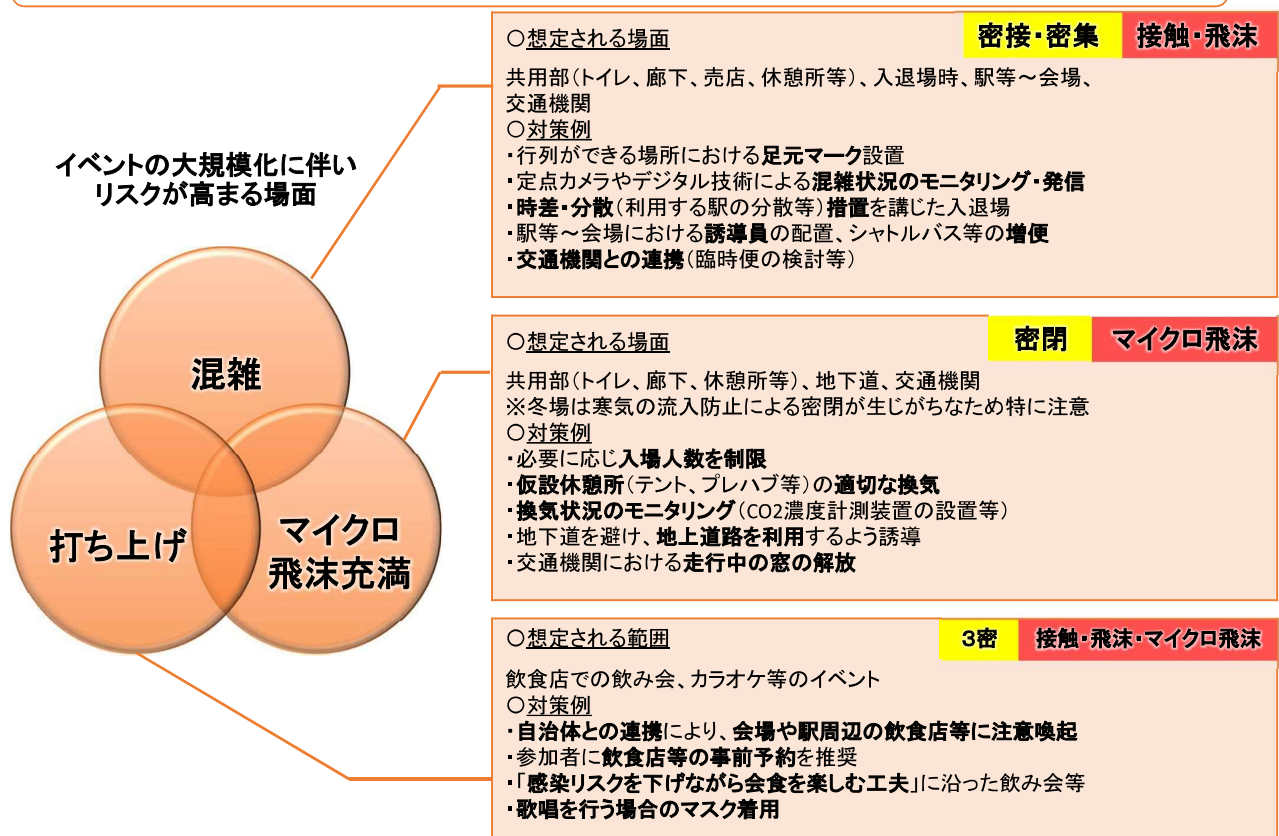
- ・これまでの基本的な感染防止策（別紙1）を前提に、①**大声を出すことによるリスク**、②**食事すること（マスクを外すこと）によるリスク**、③**参加者の自由行動を伴うことによる伴うことによるリスク**の3点について検討。
- ・各リスクに対する必要な感染防止策をエビデンス、実績等に基づき検討。
- ・**必要な感染防止策を講じる場合は、これまでの実績も踏まえつつ、開催制限の緩和が考えられる。**
- ・イベントの大規模化に伴い一般に高まるリスクについても、具体的な対策内容を検討。



イベントの大規模化に伴い高まるリスクへの対策

【別紙6】

○イベントが大規模化するにつれて、混雑、マイクロ飛沫充満、打上げにより、感染リスクが高まるおそれがある。
○イベントごとの態様や場面において、以下に代表されるような具体的な対策内容をそれぞれ検討することが求められる。



感染リスクが高まる「5つの場面」

場面① 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。また、聴覚が鈍麻し、大きな声になりやすい。
- 特に敷居などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、同じ飲みや箸などの共用が感染のリスクを高める。



場面② 大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒では、短時間の食事に比べて、感染リスクが高まる。
- 大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。



場面③ マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、昼カラオケなどでの事例が確認されている。
- 車やバスで移動する際の車中でも注意が必要。



場面④ 狭い空間での共同生活

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。



場面⑤ 居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることもある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。



県主催イベントに係る対応について

県主催の一般県民が参加するイベントや集会については、前述のイベントの取扱いと同様とし、参加者の人数、高齢者などの属性及び限定の度合い、開催地、会場の状況等を考慮して、個別にその開催の可否を判断する。

開催する場合には、入場者の制限や誘導、接触確認アプリの活用促進、連絡先の把握、大声の抑止、手指の消毒設備の設置、マスクの着用の徹底、室内の十分な換気の実施など適切な感染防止対策を徹底する。

催物（イベント等）を開催する際の感染防止対策

催物（イベント等（余興等や飲食を伴うものを含む））を開催する際は、特に以下の感染防止対策を徹底すること。なお、会場については、以下の対策を徹底できる会場を選ぶこと。

【基本的な対策】

- ☐ 主催者および施設管理者が、業種別ガイドラインに従った取り組みを行う旨、ホームページ等で公表している。
- ☐ 入場時等に検温を実施し、発熱等の症状のある方の入場を制限する。
- ☐ 発熱等の症状のため入場を制限した場合の払い戻し措置等を規定しておく。
- ☐ 開催前に、参加者に接触確認アプリ「C O C O A」のインストールを呼びかける。
（アプリのQRコードを入口に掲示すること等）
- ☐ 万が一感染が発生した場合に備え、可能な限り事前予約制とする。もしくは、個人情報の取扱いに十分注意した上で、参加者の連絡先等の把握を徹底する。
- ☐ 万が一感染が発生した場合に備え、参加者同士の接触の状況等を把握するため、座席表を保管する。
- ☐ 参加者及びスタッフのマスク着用を徹底する（熱中症等の対策が必要な場合を除く）。
- ☐ マスクを持参していない者がいた場合は、主催者側でマスクを配布し、着用率100%を担保する。
- ☐ 参加者及びスタッフのこまめな手洗い・手指消毒などを徹底する。
- ☐ 出入口やトイレ等に消毒液を配置し、適切に補充する。
- ☐ 参加者に会話をする際は可能な限り真正面に向き合うことを避けるよう呼びかける。
- ☐ 会場における握手等の交流等を極力控えるよう呼びかける。
- ☐ 参加者及びスタッフに催物前後や移動中における感染防止のための適切な行動（感染リスクのある行動の回避）を行うよう呼びかける。（交通機関、会食・打ち上げ、飲食店等の分散利用）
- ☐ 入退場時、休憩時間や待合場所等を含め、いわゆる三密（密集、密接、密閉）の環境を作らないよう徹底する。（入場口、トイレ、売店等の密集の回避）
- ☐ 会場内では、人と人との距離（できるだけ1 m）を確保する。
- ☐ 入退場時の制限や誘導を行い、人と人との距離（できるだけ1 m）を確保する。（足元マーカー設置、誘導員配置、時差・分散移動等）
- ☐ 入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はキャパシティに応じ収容人数を制限する。
- ☐ 法令や業種別ガイドラインを遵守した空調設備を設置するとともに、施設の常時換気を徹底する
[※屋内の場合]。
- ☐ ・1時間に2回以上、1回に5分間以上
- ☐ ・可能な範囲で常時窓開け 等
- ☐ 乾燥する場面では、湿度40%を目安に加湿する。
- ☐ 休憩スペース、更衣室、楽屋、控室等についても、三密とならないよう徹底する。（換気の徹底、密接・密集した状態での飲食の回避、マスク不着用での近距離の会話の回避等）
- ☐ 休憩スペース、更衣室、楽屋、控室等についても、消毒を徹底する。（共用箇所の消毒、入室時の手指消毒等）
- ☐ 受付など人と人が対面する場所は、スタッフ等はマスクやフェイスシールドを着用し、パーテーションやビニールカーテンを設置する。

次ページに続く

- ☐ 電子マネー等の非接触決済を導入や、コイントレーの使用を行う。
- ☐ 手指消毒設備を設置する（出入口、受付、会場内、スタッフルーム等）。
- ☐ 施設内（出入口、トイレ、ウイルスが付着した可能性のある場所等）こまめに消毒する。
- ☐ 共通タオルは禁止し、ペーパータオルを設置するか、または個人のタオル等の使用を促す。
- ☐ 鼻水・唾液等が付着したごみは適切に処理する。（ビニール袋で密閉、回収時マスク・手袋装着、回収後の手洗い等）
- ☐ 上記のほか、主催者及び施設事業者が属する業種における感染拡大防止のための業種別ガイドライン等に則した感染防止策を徹底する。（業種別ガイドラインがない場合は、「感染予防対策例と留意点」を参照）
- ☐ 新型コロナウイルス感染症患者、濃厚接触者、その他発熱等の症状のある者は、出演・練習等を控える。
- ☐ 練習時等、催物開催前も含め、声を発生する演者間での感染リスクに対処する。
- ☐ 演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を2m確保する。それができない場合は、演者等から飛沫が拡散しないためにビニールカーテン等を設置する。
- ☐ 参加者と接触するような演出（参加者をステージに上げる、催物前後や休憩時間に接触する等）は行わない。接触が防止できないおそれがある催物については開催を見合わせる。
- ☐ 余興等を行う際は、参加者と十分な距離（できるだけ2m）を確保する。
- ☐ 大声を発する余興等は控える。
- ☐ 参加者に大声による発声を控えるよう呼びかける。（個別に中止、対応等ができる体制を整備）
- ☐ スポーツイベント等では、ラッパ等の鳴り物を禁止する。
- ☐ 集合写真を撮影する際は、直前までマスクを着用し、会話を控えるよう呼びかける。
- ☐ スナップ写真を撮影する際は、密集となることのないポーズとするよう呼びかける。
- ☐ マイクは、使用の都度、消毒又は交換を行う。
- ☐ 演者・スタッフ等のユニフォームや衣類をこまめに洗濯する。
- ☐ **【飲食等を伴う場合】**
- ☐ 大皿は避けて、料理は個々に提供する、従業員等が取り分けるなど工夫する。
- ☐ ピュッフェ方式の場合は、料理を小皿に盛って提供する、従業員等が取り分ける、
- ☐ 料理やドリンクの受け渡しは、手渡しではなくトレイを使用する。
- ☐ 参加者同士のお酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けるよう呼びかける。
- ☐ 受付及び会場内に「食事中以外はマスクの着用をお願いする」旨掲示する。
- ☐ 食事中以外はマスクを着用し、会話をする際は可能な限り真正面に向き合うことを避けるよう呼びかける。
- ☐ 飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食を制限する。
- ☐ 休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止を徹底する。
- ☐ 過度な飲酒の自粛呼びかけを行う。
- ☐ （緩和措置を適用している場合）休憩時間中も含め、劇場・ホール内での食事を禁止する。
- ☐ 着席形式の場合、テーブルとテーブルの間の距離、一つのテーブルに着席できる人数、着席の仕方などについて、飛沫感染が予防できるよう工夫する。

感染状況に応じたイベントの開催制限等について

【別紙10】

		収容率※4	人数上限※4	
緊急事態措置区域		50%	5,000人	
まん延防止等 重点措置		大声なし※1 100%以内 大声あり※2 50%以内	(まん延防止等重点措置の都道府県) 5,000人	
緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置 解除後の 経過措置 (約1か月)			5,000人 又は 収容定員50%以内(≦10,000人) のいずれか大きい方 注：大規模施設の実証調査を実施。実証開始前10,000人 →実証時20,000人に緩和。	
その他都道府県※3			5,000人 又は 収容定員50%以内 のいずれか大きい方	

※1 大声での歓声、声援等がないことを前提とする場合。この判断は、実態に照らして、個別具体的に判断。この場合、収容定員5,000人までの施設については、満席とすることが可能となる。

※2 大声での歓声、声援等が想定される場合等。異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内に限る。)内では座席間隔を設けなくてもよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

※3 施設の使用制限は、収容率要件など、必要な感染防止策を働きかける(人数上限なし)。

※4 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度(両方の条件を満たす必要)。

※5 地域の行事、全国的・広域的なお祭り、野外フェス等については、令和2年9月11日付け国事務連絡1.(2)のとおり取り扱う。